

## 第14章 その他の公害対策

### 第1節 公害等の苦情の発生とその処理状況

府及び市町村が、昭和49年度中に取り扱った公害に関する苦情件数は10,925件である。昭和49年度中に住民から申立てがあり公害の苦情として受理（新規直接受理）した件数は6,868件で、昭和48年度の8,037件に比して約15%の減少をみせている（表3-14-1）。

表3-14-1 公害に関する苦情の受理件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数				前年度からの繰越 件数	
		新規 直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・ 他府県	警察機関		国の機関
昭 49	10,925	6,868	37	23	12	2	4,020
48	13,160	8,037	154	142	9	3	4,969

#### 第1 苦情の発生状況

##### 1 種類別苦情件数

新規に申立てのあった苦情件数の公害の種類別状況は、大気汚染などいわゆる典型7公害に関する苦情が6,324件で全体の92%を占めており、このうち騒音に関するものが最も多く2,248件で32.7%を占めている。次いで大気汚染2,187件(31.9%)、水質汚濁726件(10.6%)、悪臭593件(8.6%)、振動554件(8.1%)となっている。また、昭和48年度からの傾向では、騒音が約20%、悪臭を含む大気汚染が約15%減少し、水質汚濁に関するものは逆に増加している（表3-14-2）。

##### 2 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、生産工場と生産工場以外のものとはほぼ相半ばしているが、生産工場のうちでは、鉄鋼・非鉄金属・金属製品業が1,554件と24.6%を占めており、次いで繊維・衣服業、石油化学製品業、木材・家具・木製品業などである。

表3-14-2 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度 件数	昭 48		49	
		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典 型 7 公 害	大 気 汚 染	2,470	30.7%	2,187	31.9%
	水 質 汚 濁	687	8.6	726	10.6
	土 壌 汚 染	14	0.2	16	0.2
	騒 音	2,759	34.3	2,248	32.7
	振 動	624	7.8	554	8.1
	地 盤 沈 下	—	0.0	—	0.0
	悪 臭	830	10.3	593	8.6
計	7,384	91.9	6,324	92.1	
典 型 7 公 害 以 外 の もの	日 照 妨 害	2	0.0	4	0.0
	電 波 障 害	13	0.2	14	0.2
	廃 棄 物	179	2.2	101	1.5
	そ の 他	459	5.7	425	6.2
	計	653	8.1	544	7.9
合 計	8,037	100.0	6,868	100.0	

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては、「典型7公害」欄に計上した。

また、生産工場以外では、「その他」に含まれる各種企業の事務所、倉庫、商店等におけるものが1,261件で全体の19.9%を占め、次いで土木・建築工事の482件の7.6%となっているが、これらは発生源の態様からみて、局地的なものと考えられる。特に交通機関に係るものが203件と昭和48年度に比してほぼ倍増しているのは注目される(表3-14-3)。

### 3 地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が2,242件と35.5%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では3,270件、51.7%に達している。

次いで準工業地域の 1,536件と商業地域、近隣商業地域の 604件をあわせて、  
 商工業系の地域の全体では、2,140件、33.8%を占めている。

また、騒音や振動に関する苦情が住居系地域に集中している(表3-14-4)。

表3-14-3 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 49								48
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	計	
生 産 工 場	食 料 品	73	37	—	73	9	—	33	225	292
	織 維、衣 服	151	45	—	149	38	—	16	399	491
	木材、家具、木製品	134	7	—	97	5	—	10	253	374
	パルプ、紙製品	71	23	—	56	19	—	14	183	252
	石油、化学製品	130	46	—	35	4	—	50	265	362
	ゴム、皮革製品	30	3	—	9	4	—	13	59	94
	窯業、土石製品	72	27	1	39	3	—	3	145	153
	鉄鋼、非鉄金属 金 属 製 品	474	94	5	650	238	—	93	1,554	1,822
	機 械、器 具	38	14	—	82	30	—	18	182	484
そ の 他	118	36	1	99	20	—	46	320	458	
	計	1,291	332	7	1,289	370	—	296	3,585	4,782
生 産 工 場 以 外 の も の	修 理 工 場	81	10	1	34	4	—	11	141	136
	土 木、建 築 工 事	102	19	1	259	99	—	2	482	520
	交 通 機 関	27	2	—	134	40	—	—	203	102
	牧 畜、養 豚、養 鶏 場	3	22	1	1	—	—	37	64	82
	下 水、清 掃 事 業	14	23	—	7	2	—	13	59	117
	娯 楽、遊 興、ス ポ ー ツ 施 設	14	3	—	28	2	—	2	49	107
	一 般 家 庭	29	28	—	51	3	—	22	133	178
	そ の 他	506	153	5	433	31	—	133	1,261	958
	不 明	120	134	1	12	3	—	77	347	402
	計	896	394	9	959	184	—	297	2,739	2,602
合 計		2,187	726	16	2,248	554	—	593	6,324	7,384

(注) 「生産工場以外のもの」のうち、「その他」には、各種企業の事務所、農林漁業、鉱業施設、採石場、発電所、倉庫、商店等この表の区分に属さないものすべてを含む。

表3-14-4 被害地域別苦情件数

被害地域の特性		年度		昭 49							計	48
		公害の種類		大汚	気染	水汚	質濁	土汚	壊染	騒音		
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	39	19	—	65	5	—	20	148	3,541		
	第2種住居地域	221	116	1	428	55	—	59	880			
	住居地域	742	216	6	821	229	—	228	2,242			
	計	1,002	351	7	1,314	289	—	307	3,270			
	近隣商業地域	36	9	—	68	9	—	8	130	846		
	商業地域	173	15	—	190	43	—	53	474			
	計	209	24	—	258	52	—	61	604			
	準工業地域	627	163	7	453	141	—	145	1,536	1,735		
	工業地域	207	46	—	134	48	—	51	486	808		
	工業専用地域	28	16	—	4	—	—	2	50			
計	235	62	—	138	48	—	53	536				
その他	105	122	1	84	24	—	26	362	439			
小計	2,178	722	15	2,247	554	—	592	6,308	7,369			
都市計画区域以外の地域	9	4	1	1	—	—	1	16	15			
合計	2,187	726	16	2,248	554	—	593	6,324	7,384			

#### 4 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別件数で見ると、感覚的・心理的な被害（うるさい、臭い、不快などで、心身の健康を害するに至らない程度のもの）が4,169件で全体の65.9%を占めており、健康に対する被害が1,364件、21.5%となっている。

感覚的・心理的な被害については、騒音・振動のうるささ、工場のばい煙や自動車排出ガスによる空気の汚れなどの不快感が多いと考えられる（表3-14-5）。

表 3-14-5 被害の種類別苦情件数

被害の種類	公害の種類	昭 49									48	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		件数	構成比(%)
									件数	構成比(%)		
健康		608	55	2	413	141	—	145	1,364	21.5	1,569	21.3
財産		301	40	7	26	72	—	5	451	7.1	464	6.3
動物・植物		31	144	3	3	—	—	1	182	2.8	252	3.4
感覚的・心理的		1,228	371	2	1,792	338	—	438	4,169	65.9	4,254	57.6
その他		19	116	2	14	3	—	4	158	2.7	845	11.4
合計	件数	2,187	726	16	2,248	554	—	593	6,324		7,384	
	構成比(%)	34.6	11.5	0.2	35.6	8.7	—	9.4		100		100

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

## 第2 苦情の処理状況

昭和49年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決(直接処理)したものは 6,843件で、苦情の取扱件数10,925件の62.6%である(表3-14-6)。

処理の内容をみると、被害原因の消滅その他が 2,956件で処理件数のうち43.2%と最も多く、次いで防除施設の設置改善 1,998件(29.2%)、作業の停廃止・行為の中止 687件(10.0%)、生産工程の改善 665件(9.7%)、作業時間の変更362件(5.3%)、工場移転 175件(2.6%)となっている(表3-14-7)。

また、府警察機関に寄せられた苦情の状況は表3-14-8、公害関係事犯検挙状況は表3-14-9のとおりである。

表 3-14-6 苦情処理状況

年度	合計	処 理 件 数					その他翌年度へ繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送				
			計	市町村他府県	警 察	国の機関	
昭49	10,925	6,843	88	76	7	5	3,994
48	13,160	8,663	167	144	17	6	4,330

表3-14-7 処理内容別の苦情処理件数

公害の種類 処理内容	典型7公害										典型7 書以外 の情 件数	合計	
	大汚	気染	水汚	質濁	土汚	騒音	振動	地沈	盤下	悪臭		小計	件数
工場の移転		63	2	—	79	21	—	10	175	—	175	2.6	
作業の停廃止・ 行為の中止	333	83	2	143	27	—	52	640	47	687	10.0		
防除施設の 設置改善	678	186	2	755	154	—	193	1,968	30	1,998	29.2		
生産工程の改善	407	33	—	135	32	—	50	657	8	665	9.7		
作業時間の変更	125	—	—	171	36	—	30	362	—	362	5.3		
被害原因の 消滅、その他	591	360	11	1,059	288	—	264	2,573	383	2,956	43.2		
合計	2,197	664	15	2,342	558	—	599	6,375	468	6,843	100.0		

(注) 1 前年度からの繰越分を含む。

- 2 2以上の種類に該当するものについては、主たる種類に計上し、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した。

表3-14-8 府警察機関における公害関係苦情処理状況 (昭和49年度)

公害の種類 処理内容	大汚	気染	水汚	質濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物 投棄等	計	昭和48年度計	昭和47年度計
	処理件数	88	56	1,001	24	210	251	1,630	1,800	1,106	
処説論等	60	23	907	15	112	145	1,262	1,184	603		
理主官行政機 関への引継	28	33	94	9	98	106	368	616	503		

(注) 1 交通公害を除く。

- 2 「説論等」とは、警察において「話し合い」、「警告」及び「検挙」により解決したものをいう。

表3-14-9 公害関係事犯検挙状況 (昭和49年度)

公害の種類	水汚	質濁	騒音	悪臭	廃棄物 投棄等	計	昭和48年度計	昭和47年度計
検挙件数	47	5	27	70	149	107	68	

## 第2節 公害紛争の処理

### 第1 公害審査会制度

公害審査会制度は、「公害紛争処理法」(昭和45年法律第108号)に基づき、国にあり

ては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあつせん、調停、仲裁及び裁定(裁定は公害等調整委員会のみ)の手続により、迅速、かつ、適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、「附属機関に関する条例」(昭和27年大阪府条例第39号)に基づく大阪府公害審査会を設置し、現在、公害問題に造けいの深い大学教授、弁護士など15名の委員により公害に係る紛争の解決に当たっている。

## 第2 紛争の処理状況

府公害審査会の設置後における受理件数は16件で、そのうち7件が昭和49年度末までに終結した。

昭和49年度中における紛争の処理は、前年度からの繰り越し6件、新規に受理した5件、計11件について紛争の調停等の手続を進め、2件が解決した(表3-14-10)。

紛争の処理の概要は、表3-14-11のとおりである。

表3-14-10 公害紛争の処理状況

(昭和49年度末現在)

年 度	件 数	受 理 件 数	終 結 件 数	翌年度への繰越件数
昭45～47		6	2	4
48		5	3	6
49		5	2	9
合 計		16	7	

表3-14-11 公害紛争の処理概要 (昭和49年度)

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
<p>昭和47年(調)第2号事件</p> <p>(東大阪市長瀬地区における カドミウムによる農作物等 の被害に係る損害賠償請求)</p> <p>調停委員 万歳 規矩樓(⊗) 庄司 光 高橋 實 大川 立夫</p> <p>(昭和48年10月26日高橋委員の 後任として大川委員を指名)</p>	調停	<p>申請 昭和47年5月10日</p> <p>受理 昭和47年5月26日</p> <p>変更申請昭和48年7月4日</p> <p>同受理昭和48年7月10日</p> <p>解決 昭和49年5月8日</p> <p>(調停成立)</p>	<p>昭和47年度16回</p> <p>昭和48年度25回</p> <p>昭和49年度3回</p> <p>計 44回</p>
<p>昭和49年(調)第2号事件</p> <p>(シャルマンコーポのごみ置 場移転等請求)</p> <p>調停委員 関田 政雄(⊗) 俵 静夫 永澤 信義</p>	調停	<p>申請 昭和49年3月13日</p> <p>受理 昭和49年4月26日</p> <p>解決 昭和50年1月22日</p> <p>(調停成立)</p>	昭和49年度9回



申 請 の 概 要	解 決 の 概 要
<p>次のとおり、農作物被害及び休耕補償等として、総額98,792,790円の支払いを求め。</p> <p>(1) 農作物被害及び休耕補償として、 43,287,090円(うち316,070円は変更申請による増額)</p> <p>(2) 作付転換の費用として 12,364,950円</p> <p>(3) 精神的慰謝料として 42,461,500円</p> <p>(4) 対策会議等事務関係費補償として 679,250円</p>	<p>相手方は連帯して申請人に対し、補償金合計金 38,567,291円を支払う。</p> <p>昭和45年産米処分農家補償 366,908円</p> <p>昭和45年産米交換農家補償 42,502円</p> <p>昭和46年以降5カ年間休耕農家補償 19,699,755円</p> <p>昭和49年以降畑作転換農家補償 4,910,270円</p> <p>精神的慰謝料 12,895,000円</p> <p>対策会議等事務関係費補償 652,856円</p>
<p>次のとおり、ごみ置場の移転又は改築等及び補償の支払いを求める。</p> <p>(1) ごみ置場を当初計画の位置への移転、又は悪臭、騒音、虫害、その他の被害が発生拡散しないような十分な構造に改築</p> <p>(2) 申請人の専有部分がごみ置場に接するようになったことに伴う価値低落の損害に対する適正な補償</p>	<p>ごみ置場の改造については、管理組合の了解を得て手直し工事をするとともに、相手方は申請人らに対し、解決金として金300,000円を支払う。</p> <p>なお、申請人らは、本件につき大阪簡易裁判所に申し立てている民事調停を取り下げるものとする。</p>

### 第3節 公害モニターの運営

公害の発生状況をは握し、府民の意向を公害行政に反映させるため、昭和44年11月に大阪府公害モニター制度を設定した。昭和49年度における公害モニター（公立中学校区に1名計 311名）の活動状況は次のとおりである。

公害モニターからのその担当地区における公害発生状況の報告件数は、総数 460件で、そのうち公害が発生しているとする報告件数は 131件（大気汚染47件、水質汚濁3件、騒音・振動59件、悪臭11件、その他11件）であり、これらの報告に基づき、関係機関と協力してその処理の促進を図った。

また、公害モニターが住民からの公害相談に応じたものは13件（大気汚染3件、水質汚濁4件、騒音・振動1件、悪臭2件、その他3件）で、公害モニターからの公害行政に対する要望・意見は20件（公害行政一般2件、典型7公害11件、公害制度1件、その他6件）となっている。

### 第4節 公害等に関する知識の普及

#### 第1 環境月間行事の実施

昭和47年6月5日にストックホルムで開催された国連人間環境会議で、「人間環境宣言」が採択され、同年12月26日の第27回国連総会で、毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、我が国においても6月5日を初日とする環境週間が設定された。

府においては、この週間を中心に6月を環境月間と定め、昭和49年度には、環境庁、府各部署並びに市町村との連絡調整を図りながら、①公害問題講演会の開催 ②各種広報紙、ポスターの発行 ③自動車排出ガスの街頭検査及び指導 ④工場等に対する一斉立入検査、指導 ⑤ラジオ、テレビ定時番組による広報等の事業を実施した。

#### 第2 瀬戸内海環境保全月間行事の実施

昭和47年8月、瀬戸内海海上において、沿岸11府県知事3市長で構成される瀬戸内海環境保全知事市長会議が開催された際、広域的に瀬戸内海の環境保全に取り組む意識を高めるため、毎年7月を瀬戸内海環境保全月間として設定し、瀬戸内海沿岸府県市が一致して瀬戸内海環境保全のための各種行事を実施することとされた。

府においては、昭和49年度は府各部署、府下市町村並びに関係団体と協力して、①ポスター、リーフレットの発行 ②河川愛護の図画、標語募集 ③工場等に対する

一斉立入検査、指導 ④河川への不法投棄防止パトロール ⑤稚仔魚の放流等の行事を実施した。

### 第3 公害等に関する広報

府民及び事業者に対し、公害等に関する知識の普及を図るため、次の事項を実施した。

#### 1 府公害防止条例集の配付

各種の規制基準、その他事業者が遵守すべき事項の周知徹底を期するとともに、府民の条例に対する理解を深めるため、公害防止条例及び同施行規則を作成、配付した。

#### 2 広報パンフレット等の作成配付

府の公害防止に関する各種施策を府民及び事業者に紹介するため、「ビッグ・プラン」、「おおさかの公害」、「大阪府の公害防止主要施策」、緑化推進パンフレット等を作成配付した。

また、新聞・ラジオ・テレビ等の報道機関を通じて広く府民に公害問題の周知を図った。